

1 基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 当ビルにおける各管理権原者は、共同して消防太郎を当ビルの防火管理者として選任し、一元的に防火管理業務を実施する。</li><li>(2) 防火管理業務を着実に実施するため、各管理権原者は互いに連携を図り、協力を努めるものとする。</li></ul>
2 防火管理者の権限	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 防火管理上必要な場合は、構成事業所内に立入り、防火上必要な指導、監督及び報告を求めることができる。</li><li>(2) 各事業所の火元責任者など各担当者に対し、消防計画に基づき防火上必要な指示を行うことができる。</li><li>(3) 防火管理者は、防火管理上の必要がある場合は、各管理権原者に対し必要な措置を講じるよう求めることができる。</li></ul>
3 各管理権原者の業務	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 消防計画に従って担当区域の防火管理業務が適正に実行されるように配慮しなければならない。</li><li>(2) 防火管理者から防火管理上必要な措置を講じるよう求められた場合には、その求めに対し誠実に対応しなければならない。</li><li>(3) 防火管理者から複数の管理権原に渡る防火管理上必要な措置を講じるよう求められた場合には各管理権原者の協議により、共同して対応しなければならない。</li></ul>
4 全体の消防計画の作成と実施	<p>当ビルにおける防火管理業務については、防火管理者が作成する消防計画による。</p>
5 その他必要事項	<p>その他必要な細部事項については、別に定めることとする。</p>